

景観形成基準に対する措置状況説明書 地区限定基準（工作物） 様式一覧

目 次

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 神田川景観基本軸基準..... | 1 |
| 2 | 文化財庭園等景観形成特別地区基準..... | 2 |

※地区限定基準は、計画地の場所により、適用される基準が異なります。
計画地に適用される基準のページをご使用ください。

景観形成基準に対する措置状況説明書

1 神田川景観基本軸基準（工作物）

◆景観形成基準（神田川景観基本軸基準）に対する措置状況

規模	1 神田川の水上当りや神田川沿いの道路などから見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【記載欄】 2 神田川の水上当り、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

2 文化財庭園等景観形成特別地区基準（工作物）

◆景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）に対する措置状況

高さ ・ 規模	1 庭園内部の主要な眺望点*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう検討する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 【記載欄】
	2 庭園景観に調和した落ち着いたものとし、突出した形態・意匠を避ける。 【記載欄】
	3 壁面の分節化等の工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないようにする。 【記載欄】

* 各庭園の主要な眺望点は、景観計画概要版 p.31・32 を参照のこと。